



第100回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

名古屋市中川区小碓通五丁目1番地
当社 厚生会館大ホール

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続の件

現在、構内工事に伴い、駐車台数には限りがございます。満車の場合、駐車をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。ご来場の際は、公共交通機関の利用にご協力をお願い申し上げます。

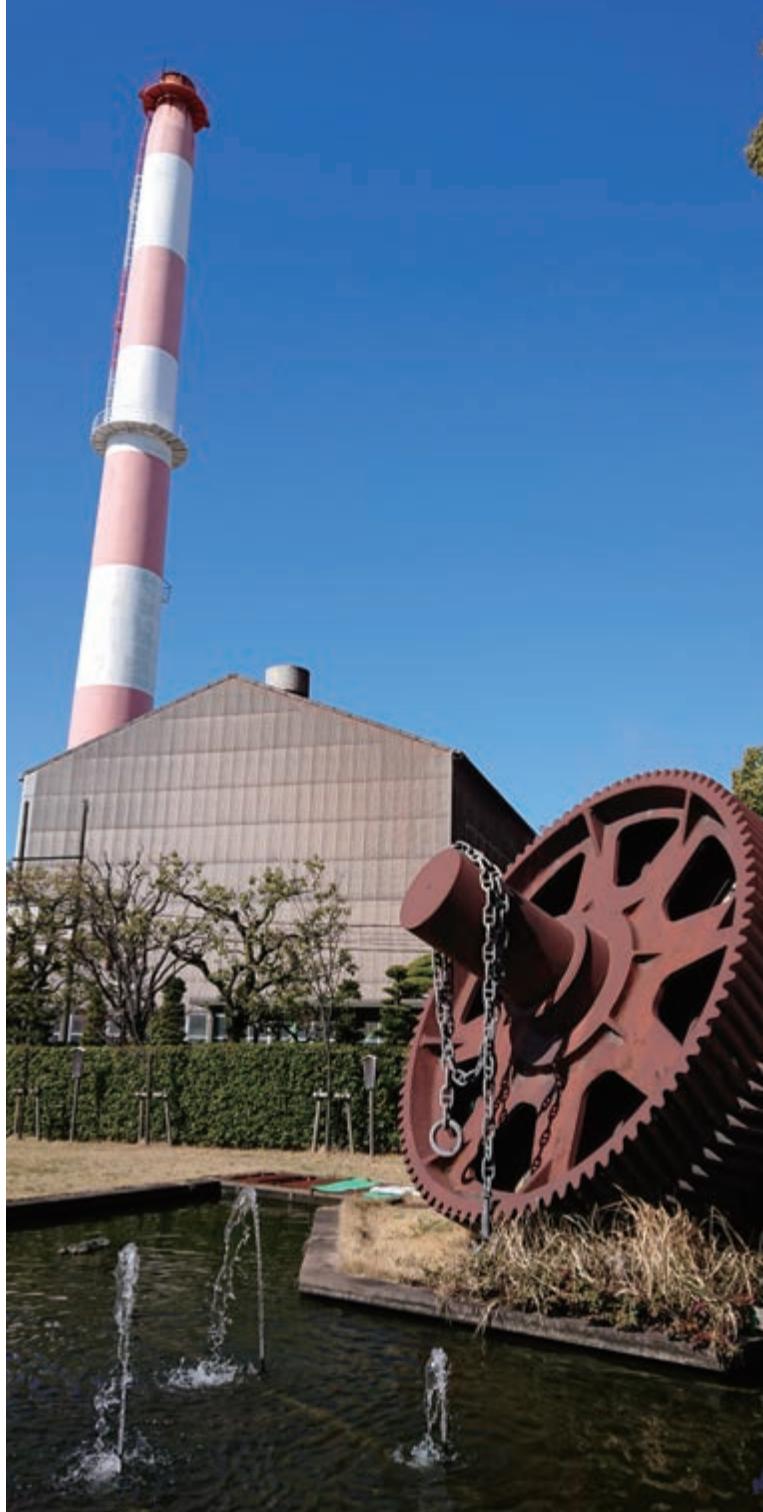
株主総会にご出席いただけない場合

インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後5時15分（当社営業時間終了時）まで

中部鋼鉄株式会社 証券コード：5461



株主各位

証券コード 5461
2024年6月6日
(電子提供措置の開始日 2024年5月31日)

名古屋市中川区小碓通五丁目1番地

中部鋼鉄株式会社

代表取締役社長 **重松久美男**

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第100回定時株主総会招集ご通知」として株主総会参考書類等（電子提供措置事項）を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.chubukohan.co.jp/ir/library/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」欄にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、当日のご出席に代え、インターネットまたは議決権行使書用紙のご郵送により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年6月24日（月曜日）午後5時15分（当社営業時間終了時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月25日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	名古屋市中川区小碓通五丁目1番地 当社 厚生会館大ホール
3 目的事項	報告事項 1. 第100期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第100期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続の件

以 上

- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご提供はございません。
 - 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきます。
 - 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。
 - 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第18条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。
 - ・事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ・事業報告のうち「会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類のうち「連結注記表」
 - ・計算書類のうち「個別注記表」
- したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載している事業報告は、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告の一部であり、また、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

<株主の皆様へのお願い>

- 現在、構内工事に伴い、駐車台数には限りがございます。満車の場合、駐車をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。ご来場の際は、公共交通機関の利用にご協力をお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

インターネット上の当社もしくは東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）より株主総会参考書類等をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただく場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時15分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時15分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細は次ページをご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時15分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細は次ページをご覧ください。

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関するパソコン等の操作方法について

 0120-652-031（9：00～21：00）

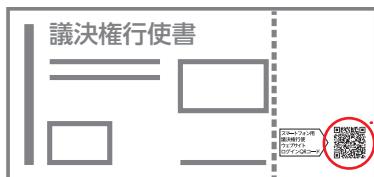
その他のご照会

 0120-782-031（平日9：00～17：00）

● 「スマート行使」によるご行使 ●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコード[®]は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

● パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする



議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

【機関投資家の皆様へ】

当社株主総会における議決権行使方法として、株式会社ICJの議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、安定的な配当に意を払いつつ、業績に見合った弾力的な配当を実施していくことを基本方針としております。具体的な配当方針としては、安定的な配当として「1株当たり年間60円」、または業績に見合った弾力的な配当として「配当性向35%」のいずれか大きい方を目標として配当を行います。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき1株あたり61円の普通配当とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金30円を含め当期の年間配当金は1株につき91円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

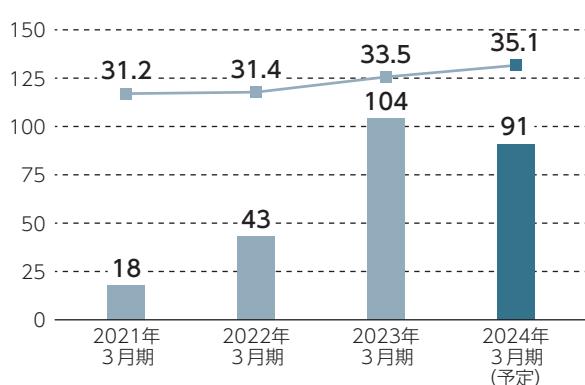
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 61円 総額 1,651,610,319円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日

配当金の推移



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図ることを目的に1名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	性別	当社における地位および担当	在任年数 (本総会終結時)	取締役会出席回数	
1	しげまつくみお 重松久美男	男性	代表取締役社長	14年	14回/14回 (100%)	再任
2	かねこだいごう 金子大剛	男性	—	—	—	新任
3	こむらしんじ 古村伸治	男性	取締役設備企画室長	6年	14回/14回 (100%)	再任
4	まつだすすむ 松田将	男性	取締役総務部長	4年	14回/14回 (100%)	再任
5	むらまつしゅうじ 村松修司	男性	取締役営業部長	2年	14回/14回 (100%)	再任
6	にいみたかゆき 新美貴之	男性	取締役製造所長	1年	11回/11回 (100%) (当社取締役就任以降)	再任
7	なかおらさとし 中尾聡	男性	取締役経営企画部長	1年	11回/11回 (100%) (当社取締役就任以降)	再任
8	みやはなひでき 宮花秀樹	男性	取締役	4年	14回/14回 (100%)	再任 社外 独立役員
9	ひらのたかひろ 平野隆裕	男性	取締役	4年	14回/14回 (100%)	再任 社外 独立役員
10	うしごめのかたか 牛込伸隆	男性	取締役	2年	14回/14回 (100%)	再任 社外 独立役員

候補者番号

1

しげ まつ くみ お
重 松 久美男

(1956年6月7日生)

再任

所有する当社の株式数	66,941株
2023年度 取締役会出席状況	14回／14回 (100%)
在任年数	14年

■ 略歴

1981年 4月	当社入社	2010年 6月	当社取締役経営企画部長
2004年 6月	当社製造部長	2013年 6月	当社取締役製造所長
2007年 4月	当社生産業務部長	2014年 6月	当社常務取締役製造所長
2008年 6月	当社参与生産業務部長	2016年 6月	当社常務取締役
2010年 1月	当社参与経営企画部長	2017年 6月	当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

重松久美男氏は、当社において長年にわたり製鋼・技術部門に従事し、当社の技術をリードしてまいりました。また経営企画を担当、営業・購買を管掌するなど、製造管理・生産技術を含め事業全般にわたる豊富な知識を有しております。さらに、2017年6月に代表取締役社長に就任以来、当社グループ経営基盤の強化および企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮していることから、その経験を活かせると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

かね こ だい ごう
金子大剛

(1961年6月27日生)

新任

所有する当社の株式数 0株

■ 略歴

1984年 4月	合同製鐵(株)入社	2015年 6月	合同製鐵(株)参与船橋製造所副所長
2010年 6月	同社大阪製造所生産部長	2016年 6月	同社執行役員船橋製造所長
2012年 1月	同社大阪製造所製造部長	2020年 6月	同社常務執行役員船橋製造所長 兼 三星金属工業(株)代表取締役社長
2012年 6月	三星金属工業(株)執行役員製造部長	2022年 6月	三星金属工業(株)代表取締役社長 (現任) (2024年6月退任予定)
2014年 6月	同社取締役製造部長		

■ 重要な兼職の状況

三星金属工業(株)代表取締役社長 (2024年6月退任予定)

取締役候補者とした理由

金子大剛氏は、主要電炉メーカーにおいて長年にわたり製造部門長として経験を積み、その重要子会社において代表取締役社長を務めるなど、会社経営全般に豊富な知見と経験を有していることから、取締役候補者となりました。なお、取締役選任後は常務取締役に選定を予定しております。

候補者番号

3

こ むら しん じ
古 村 伸 治

(1961年9月1日生)

再任

所有する当社の株式数 21,497株

2023年度
取締役会出席状況 14回／14回 (100%)

在任年数 6年

■ 略歴

1984年 4月	当社入社	2015年 6月	当社参与生産技術部長
2008年 6月	当社製造部長	2015年 6月	シーケー物流(株)取締役 (現任)
2010年 6月	明德産業(株)取締役	2016年 6月	当社参与製造所副所長
2015年 4月	当社生産技術部長	2018年 6月	当社取締役製造所長
		2023年 6月	当社取締役設備企画室長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

シーケー物流(株)取締役

取締役候補者とした理由

古村伸治氏は、当社において長年にわたり製鋼・技術部門に従事し、当社の技術に精通しており、またグループ会社の経営に参画するなど豊富な経験と製造管理・生産技術に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

まつ だ
松 田 将
すすむ

(1966年12月29日生)

再任

所有する当社の株式数 8,688株

2023年度
取締役会出席状況 14回／14回 (100%)

在任年数 4年

■ 略歴

1989年 4 月	(株)東海銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行	2015年12月	同行柏支店長兼エリアディレクター
2009年10月	(株)三菱東京UFJ銀行 (現 (株)三菱UFJ 銀行) 練馬平和台支店長	2019年 5 月	当社財務部担当部長
2011年 5 月	同行多摩支店長	2019年 6 月	当社参与財務部長
2013年 4 月	同行一宮支店長兼エリアディレクター	2020年 6 月	当社取締役総務部長 (現任)
		2021年 6 月	明德産業(株)監査役 (現任)
		2021年 6 月	シーケー物流(株)監査役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

明德産業(株)監査役
シーケー物流(株)監査役

取締役候補者とした理由

松田将氏は、入社以来財務経理・総務・人事部門の責任者として重要な業務の意思決定に携わり、また金融機関における長年の経験と財務などに関する豊富な知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

むら まつ しゅう じ
村 松 修 司

(1962年4月10日生)

再任

所有する当社の株式数 3,158株

2023年度
取締役会出席状況 14回/14回 (100%)

在任年数 2年

■ 略歴

1985年4月	三井物産(株)入社	2007年10月	三井物産(株)鉄鋼製品本部自動車部品 事業部第一営業室長
1991年10月	Mitsui & Co. (U.S.A) ,Inc. North- Central Headquarters (Chicago) Detroit Office Manager (Customer Service) , Steel & Metal Dept.	2013年4月	NSMコイルセンター(株)取締役専務執行 役員
1996年10月	Mitsui & Co. (U.S.A) ,Inc. Detroit Office Assistant General Manager of Steel Dept.	2015年4月	三井物産スチール(株)常務執行役員
		2020年4月	当社参与東京営業所長
		2022年6月	当社取締役営業部長 (現任)
		2022年6月	シーケー商事(株)取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

シーケー商事(株)取締役

取締役候補者とした理由

村松修司氏は、入社以来当社営業部門の責任者として当社経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしているほか、長年にわたり商社において鉄鋼関連部門で活躍し、鉄鋼業に関する豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

6

にい み たか ゆき
新 美 貴 之

(1965年2月1日生)

再任

所有する当社の株式数 8,989株

2023年度
取締役会出席状況 11回/11回 (100%)
(当社取締役就任以降)

在任年数 1年

■ 略歴

1988年 4月	当社入社	2016年 6月	シーケークリーンアド(株) 代表取締役社長
2010年 1月	当社生産業務部長	2021年 6月	当社製造所長付部長
2010年 6月	シーケー物流(株)取締役	2021年 6月	シーケークリーンアド(株)取締役
2011年 4月	当社製造部長	2022年 6月	当社参与製造所長付部長
2011年 6月	明德産業(株)取締役	2023年 6月	当社取締役製造所長 (現任)
2013年 6月	当社経営企画部長	2023年 6月	明德産業(株)取締役 (現任)
2014年 6月	当社購買部長		

■ 重要な兼職の状況

明德産業(株)取締役

取締役候補者とした理由

新美貴之氏は、当社において長年にわたり製造部門に従事したほか、経営企画部長や購買部長を歴任し、加えてグループ会社の代表取締役を務めるなど豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

7

なか お
中 尾
(1968年5月24日生)

さとし
聡

再任

所有する当社の株式数 6,455株
2023年度 11回/11回 (100%)
取締役会出席状況 (当社取締役就任以降)
在任年数 1年

■ 略歴

1992年4月	(株)日本興業銀行(現 (株)みずほ銀行) 入行	2020年7月	当社経営企画部担当部長
2015年4月	(株)みずほ銀行国際資金証券部次長	2021年1月	当社経営企画部長
2016年4月	同行資金証券部次長	2021年4月	当社参与経営企画部長
2018年10月	みずほ証券(株)監査等委員会室長	2021年6月	シーケー商事(株)監査役(現任)
2019年4月	同社人事部長	2021年6月	シーケークリーンアド(株)監査役(現任)
		2023年6月	当社取締役経営企画部長(現任)

■ 重要な兼職の状況

シーケー商事(株)監査役
シーケークリーンアド(株)監査役

取締役候補者とした理由

中尾聡氏は、長年にわたり金融機関において証券部門や管理部門の要職を歴任し、当社入社以来経営企画部長として重要な意思決定に携わるなど、経営管理業務全般に豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

8

みや はな ひで き
宮 花 秀 樹

(1967年12月12日生)

再任 社外 独立役員

所有する当社の株式数 0株

2023年度
取締役会出席状況 14回/14回 (100%)

在任年数 4年

■ 略歴

1990年 4月	三井造船(株)入社	2018年 4月	同社西日本統括本部西日本営業部長
2008年 4月	三井物産スチール(株)第一部門建築・ 鉄構部担当部長	2019年12月	同社西日本統括本部副本部長
2009年 5月	同社第一部門厚板鋼管部担当部長	2020年 4月	同社執行役員西日本統括本部長
2015年 9月	同社関西支社ステンレス・線材・ 特殊鋼部担当部長	2020年 6月	当社社外取締役 (現任)
2017年 4月	同社関西支社ステンレス・線材・ 特殊鋼部営業部長	2020年 6月	岸和田製鋼(株)社外取締役
		2022年 4月	三井物産スチール(株)執行役員インフラ 第二部門長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

三井物産スチール(株)執行役員インフラ第二部門長

独立性に関する情報

宮花秀樹氏は、当社の社外取締役の独立性判断基準を満たしており、当社が上場する各証券取引所の定める独立役員として届け出ております。なお、三井物産スチール(株)は当社の販売における取引先であります。同社と当社との取引額は当社が策定する社外役員の独立性基準を下回る水準であります。また、同社は当社株式を保有する株主であります。当社基準の主要株主には該当いたしません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宮花秀樹氏は、商社において要職を歴任するとともに、鉄鋼業と鉄鋼流通に関する豊富な経験と知見を有しています。当社においては、これらの見識を活かし経営全般に対して適宜積極的な発言をいただくなど、企業価値向上に貢献しています。このような経験と実績を踏まえて、引き続き業務執行の監督などの職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役候補者としてしました。

候補者番号

9

ひらのたかひろ
平野隆裕

(1960年6月4日生)

再任 **社外** **独立役員**

所有する当社の株式数 0株

2023年度
取締役会出席状況 14回/14回 (100%)

在任年数 4年
(※社外監査役
在任期間を含む)

■ 略歴

1984年 4月	岡谷鋼機(株)入社	2016年 5月	米国岡谷鋼機会社社長
2004年 3月	香港岡谷鋼機有限公司社長	2018年 5月	岡谷鋼機(株)常務取締役 情報・電機 事業担当東京本店長
2009年 9月	岡谷鋼機(株)東京本店貿易本部第二部長	2020年 5月	同社常務取締役 情報・電機事業担当 名古屋本店長
2011年 5月	同社東京本店エレクトロニクス本部長	2020年 6月	当社社外監査役
2012年 5月	同社取締役 東京本店エレクトロニクス 本部長	2021年 6月	当社社外取締役 (現任)
2013年 5月	同社取締役 情報・電機事業担当 東京 本店エレクトロニクス本部長	2022年 5月	岡谷鋼機(株)専務取締役名古屋本店長 (現任)
2014年 3月	同社取締役 情報・電機事業担当 東京 本店副本店長兼エレクトロニクス本部長		

■ 重要な兼職の状況

岡谷鋼機(株)専務取締役名古屋本店長

独立性に関する情報

平野隆裕氏は、当社の社外取締役の独立性判断基準を満たしており、当社が上場する各証券取引所の定める独立役員として届け出ております。なお、岡谷鋼機(株)は当社の販売、購買における取引先であります。同社と当社との取引額は当社が策定する社外役員の独立性基準を下回る水準であります。また、同社は当社株式を保有する株主であります。当社基準の主要株主には該当いたしません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

平野隆裕氏は、商社において国内外の要職を歴任するとともに、経営者としての経験および幅広い見識を有しています。当社においては、これらの豊富な経験を活かし経営全般に対して適宜積極的な発言をいただくなど、企業価値向上に貢献しています。このような経験と実績を踏まえて、引き続き業務執行の監督などの職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役候補者としてしました。

候補者番号

10

うし 牛 込め 込 伸 のぶ 伸 たか 隆

(1964年9月4日生)

再任 社外 独立役員

所有する当社の株式数 0株

2023年度
取締役会出席状況 14回／14回 (100%)

在任年数 2年

■ 略歴

1989年 4月	自治省 (現 総務省) 入省	2001年 6月	同社常務取締役営業本部長
1995年 7月	自治大学校教授	2004年 6月	同社専務取締役営業本部長
1996年 4月	(株)TYK入社	2005年 6月	同社代表取締役社長 (現任)
1996年 4月	同社営業開発本部長	2019年 1月	(株)アンビスホールディングス社外取締役 (現任)
1997年 6月	同社取締役営業開発本部長	2022年 6月	当社社外取締役 (現任)
1998年 10月	同社取締役営業本部副本部長		

■ 重要な兼職の状況

(株)TYK代表取締役社長

(株)アンビスホールディングス社外取締役

独立性に関する情報

牛込伸隆氏は、当社の社外取締役の独立性判断基準を満たしており、当社が上場する各証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏が代表取締役を務める(株)TYKは当社株式を保有する株主ではありますが、当社基準の主要株主には該当いたしません。また、同社は当社子会社シーケー商事(株)の販売、購買における取引先であります。同社と当社間の直接取引はございません。なお、(株)アンビスホールディングスと当社の間には、特別な関係はありません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

牛込伸隆氏は、製造メーカーにおいて役員および代表取締役として長年にわたり活躍し、メーカーの経営全般に関して豊富な経験と知見を有しております。当社においては、これらの見識を活かし経営全般に対して適宜積極的な発言をいただくなど、企業価値向上に貢献しています。このような経験と実績を踏まえて、引き続き業務執行の監督などの職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役候補者としました。

取締役候補者に関する注記事項

1. 当社との特別の利害関係

各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する記載

宮花秀樹氏、平野隆裕氏および牛込伸隆氏は社外取締役候補者であります。

3. 取締役候補者との責任限定契約の内容の概要

当社は宮花秀樹氏、平野隆裕氏および牛込伸隆氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。宮花秀樹氏、平野隆裕氏および牛込伸隆氏の再任が承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

4. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社および当社子会社の役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は全額当社が負担しております。なお、各候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役小林洋哉氏および野村泰弘氏の2名は、本総会終結の時をもって辞任により退任することとなりましたので、その補欠として監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者 番号	氏名	性別	当社における 地位および担当	在任年数 (本総会終結時)	取締役会 出席回数			
1	はた かず あき 畑 一 晃	男性	—	—	—	新任	社外	
2	わた なべ み ゆ き 渡 部 美由紀	女性	—	—	—	新任	社外	独立役員

候補者番号

1

は た か ず あ き
畑 一 晃

(1965年8月8日生)

新任 社外

所有する当社の株式数 0株

■ 略歴

1989年4月	日鐵商事(株) (現 日鐵物産(株)) 入社	2019年4月	日鐵物産(株)鉄鋼企画部長
2012年4月	同社自動車鋼板部長	2020年10月	同社参与 (役員補佐)
2013年10月	日鐵住金物産(株) (現 日鐵物産(株)) 自動車鋼板営業部部長	2022年1月	同社参与 (役員補佐) 総務・広報部長
2015年4月	Bangkok Eastern Coil Center Co., Ltd. 社長	2022年4月	同社執行役員人財開発部長
		2024年4月	同社執行役員名古屋支店長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

日鐵物産(株)執行役員名古屋支店長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

畑一晃氏は、鉄鋼商社において国内外の要職を歴任し、鉄鋼業と鉄鋼流通に関する豊富な経験と知見を有しています。当該見識を活かし、取締役会の意思決定機能および監督、監査機能の強化に寄与いただけると期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者番号

2

わた なべ みゆき
渡部 美由紀

(1973年1月3日生)

新任 **社外** **独立役員**

所有する当社の株式数 0株

■ 略歴

2000年 4月	法政大学法学部助教授	2012年 4月	名古屋大学総長補佐
2004年 4月	名古屋大学大学院法学研究科助教授	2020年 4月	名古屋大学副総長補佐
2008年10月	コンスタンツ大学（ドイツ）客員研究員	2023年 4月	東海国立大学機構 機構長補佐（現任） 名古屋大学副総長（現任）
2011年 4月	名古屋大学大学院法学研究科教授（現任）	2024年 5月	岡谷鋼機(株)社外監査役（現任）

■ 重要な兼職の状況

東海国立大学機構 機構長補佐
名古屋大学副総長
岡谷鋼機(株)社外監査役

独立性に関する情報

渡部美由紀氏は、当社の社外取締役の独立性判断基準を満たしており、当社が上場する各証券取引所の定める独立役員として届け出ております。当社と渡部美由紀氏の兼職先である東海国立大学機構および名古屋大学との間に取引関係はありません。なお、岡谷鋼機(株)は当社の販売、購買における取引先ではありますが、同社と当社との取引額は当社が策定する社外役員の独立性基準を下回る水準であります。また、同社は当社株式を保有する株主ではありますが、当社基準の主要株主には該当いたしません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

渡部美由紀氏は、名古屋大学大学院法学研究科教授として民事訴訟法分野における高い知見を有するほか、同大学の人権担当副総長として組織や人事マネジメントに対する豊富な経験を有しています。当該見識を活かし、経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能および監督、監査機能の強化に寄与いただけると期待し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

監査等委員である取締役候補者に関する注記事項

1. 当社との特別の利害関係

各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する記載

畑一晃氏および渡部美由紀氏は社外取締役候補者であります。

3. 取締役候補者との責任限定契約の内容の概要

当社は畑一晃氏および渡部美由紀氏の両氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

4. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社および当社子会社の役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は全額当社が負担しております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 第2号議案および第3号議案をご承認いただいた場合の取締役会の構成

中期経営計画をはじめとする中長期の経営戦略を達成し、持続的な成長および企業価値の向上を図るため、各取締役特に期待するスキル・専門性分野について、以下のとおり一覧表にしております。

取締役のスキル・マトリックス

氏名	地位および担当	性別	企業経営	営業 事業戦略	研究開発 新事業	製造技術 品質管理	財務会計	法務 リスク管理	ESG サステナビリティ
重松 久美男	代表取締役社長	男性	●	●	●	●			●
金子 大剛	常務取締役	男性	●	●	●	●			
古村 伸治	取締役 設備企画室長	男性			●	●			●
松田 将	取締役 総務部長	男性					●	●	●
村松 修司	取締役 営業部長	男性	●	●	●				
新美 貴之	取締役 製造所長	男性	●		●	●			
中尾 聡	取締役 経営企画部長	男性					●	●	●
宮花 秀樹	社外取締役	男性	●	●	●				
平野 隆裕	社外取締役	男性	●	●			●	●	●
牛込 伸隆	社外取締役	男性	●	●	●	●			●
西垣 誠	社外取締役 (監査等委員)	男性					●	●	
岩田 広子	社外取締役 (監査等委員)	女性					●	●	
畑 一晃	社外取締役 (監査等委員)	男性	●	●					●
渡部 美由紀	社外取締役 (監査等委員)	女性						●	●

(注) 1. 上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見を表すものではありません。

2. 地位および担当は、第2号議案および第3号議案が原案通り承認可決された後の取締役会をもって正式に決定する予定であります。

取締役に対して期待するスキル・専門性分野の詳細

企業経営	代表権を有する経営幹部もしくは上場企業の事業部門長などの経験を有する
営業・事業戦略	鉄鋼業界に精通し、営業・マーケティングの深い知見をもとに事業戦略の立案と推進を行うことができる
研究開発・新事業	鉄鋼関連の研究開発に精通するとともに、非鉄鋼分野も含めた新事業の開発に深い知見や経験を有する
製造技術・品質管理	鉄鋼製造技術に精通し、品質管理や安全対策にも深い知見を有する
財務・会計	財務・会計に関する豊富な知識と経験を有するとともに、IRや資本戦略にも深い知見を有する
法務・リスク管理	企業法務に関する専門的知識やコンプライアンス、リスクマネジメントに関する深い知見を有する
ESG・サステナビリティ	環境、ガバナンス、人材開発、ステークホルダーとの関わりなどについての深い知見を有する

(ご参考) 社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役が次のいずれの項目にも該当しない場合、独立性を有していると判断します。

1. 当社および当社グループの業務執行者（業務執行取締役、その他の業務を執行する役員、業務を執行する社員、使用人）または、その就任の前10年間に当社および当社グループの業務執行者であった者
2. 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度の取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者）、または、その者が法人の場合は当該法人の業務執行者
3. 当社の主要な取引先である者（直近事業年度の取引額が当社年間連結売上高の7%を超える者）、または、その者が法人の場合は当該法人の業務執行者
4. 当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である者、または、その者が法人の場合は当該法人の業務執行者
5. 当社および当社グループが議決権の10%以上の株式を保有する会社の業務執行者
6. 当社の会計監査人である公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは職員・従業員である者
7. 当社および当社グループの主要な金融機関（資金調達において必要不可欠であり代替性がない金融機関）の業務執行者
8. 当社および当社グループから役員報酬以外に、直近に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家である者、または、その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者
9. 直近に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付または助成を当社および当社グループから受領した者、または、その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者
10. 当社および当社グループの社内取締役が他の会社の社外役員を兼務している場合、当該他の会社の業務執行者
11. 当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、上記2～9のいずれかに該当していた者
12. 上記1～11に該当する者が重要な者（取締役および部長格以上の社員、但し、社外取締役は除く）の場合、その近親者（配偶者、二親等内の親族または同居の親族）

当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針） 継続の件

当社は、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）（以下「本対応方針」といいます。）の継続についてご承認をいただきましたが、その有効期間は、本総会の終結の時をもって満了となります。

当社は、その内容や継続について検討を重ねた結果、2024年5月21日開催の当社取締役会において、本総会で株主の皆様のご承認を得られることを条件として、本対応方針について継続導入することを決議いたしました。

本対応方針の継続につきましては、当社の独立委員会委員の3名全員が承認しております。また、監査等委員である取締役を含む当社取締役全員は、本対応方針の具体的内容が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛同しております。

なお、当社は買収への対応方針について、2008年6月の導入以降、買収への対応方針をめぐる諸々の動向も踏まえつつ毎年見直しの検討を行ってまいりましたが、買収への対応方針の制度内容に関してほぼ確立されてきたこと、有効期間の満了前であっても、株主総会や取締役会の決議をもって廃止することができることなどを総合的に勘案し、2012年6月の導入より本対応方針の有効期間を3年としております。

当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を引き続き確保・向上させていくため、本対応方針の継続導入につきまして株主の皆様にご審議いただき、当社定款の規定に基づき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本更新に際しては、実務動向等を踏まえ、文言の整理等の修正を行ったほか、

- ・大規模買付ルールを遵守した大規模買付者に対し対抗措置を発動する場合には、株主意思確認総会を開催すること
- ・株主意思確認総会を開催する場合は、対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主意思確認総会を開催すること
- ・本対応方針の合理性について加筆・修正を、行なっております。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、電炉厚板製造に係わる高い技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に長年にわたって築いてきた緊密な関係等への十分な理解と配慮が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えます。

当社グループが構築してきたコーポレートブランド、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、企業価値の源泉（注）を維持するとともに、当社の掲げる経営計画を実行していくことが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大規模買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。さらに外部者である買収者からの大規模買付行為の提案を受けた際には、当社グループの企業価値の源泉、有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益におよぼす影響度を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大規模買付が行われようとした際に、株主の皆様が当該大規模買付に応じるべきか否かをご判断いただくために、買付を行おうとする者からの必要十分な情報の提供と当社取締役会による評価を行うべき期間が与えられるようにしたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいたご判断を行うことができるような体制を確保することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われようとした際には、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断いただくために、また、必要あるときは、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案することができるようにするために、必要な情報を入手し、その評価のための時間を確保し、ひいては株主の皆様のために買収を行おうとする者と交渉を行うこと等を可能とする枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付を抑止するために必要不可欠であり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、当社は必要かつ相当の対抗措置をとることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。（以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、以下「本基本方針」といいます。）

注：企業価値の源泉

当社グループの企業価値の源泉は、国内唯一の電炉厚板専業メーカーとして、国内希少備蓄資源のひとつである鉄スクラップを主原料に、長年にわたり培ってきた高度な操業技術で、一般的に高炉品種とされている厚板製造を、電炉操業により可能にすることで、環境負荷の軽減、循環型社会の発展に貢献していることにあります。また、短納期、小ロット、多品種生産を可能とする電炉の特性を活かし、高炉を補完するかたちで市場における需要家ニーズに応え続けており、当社のオリジナル製品である被削性改良鋼板やレーザ切断用鋼板は、市場においてその性能に高い評価を受けております。さらに、営業面においては、受注生産体制に徹することで、受注した製品をタイムリーに生産出荷することができ、需要家との間で堅い信頼関係が構築され、安定受注が維持されています。

当社経営と従業員の関係は、「人を基本とする経営の実践」という経営理念に支えられた極めて良好な関係にあり、企業価値形成の源泉になっております。

Ⅱ. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針））

1. 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）設定の目的

昨今のわが国資本市場における企業買収などの状況に鑑みると、今後も当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買収提案が行われる可能性を否定できません。当社は上場会社（東京証券取引所ならびに名古屋証券取引所に上場）として、当社に対してそのような買収提案があった場合、特定の者による当社株式の大規模買付行為を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものが存在します。経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な資産を買付者またはそのグループ会社等に委譲させることを目的とするものなど、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ、高値で当社株式を当社またはその関係者に引き取らせることを目的とするもの、当社の将来にわたる持続的発展に必要な資金投入等を犠牲にして、一時的な高配当を実現させることを目的とするものなどがあります。

このような状況下、当社は株主の皆様にご判断していただくために、大規模買付者から必要な情報の提供を受け、当社取締役会がその評価を行うための時間が与えられたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいたご判断を行うことができるような体制を確保することが重要と考えております。また、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、その時点で必要かつ相当の対抗措置をとるために、あらかじめ買収への対応方針を設定し、これを株主の皆様にご承認いただくことが必要であると判断したものであります。

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、以下に定める内容の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたします。

なお、Ⅱ．に記載する当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）を以下「本対応方針」といいます。

2. 本対応方針の対象

本対応方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。

ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。

本対応方針の適用を受ける買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。

注1：「特定株主グループ」とは、

（i）当社の株式等（金融商品取引法（以下、「本法」といいます。）第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。）の所有者（同条第3項に基づき所有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同所有者（同条第5項に規定する「共同所有者」をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該所有者との間でまたは当該所有者の共同所有者との間で所有者・共同所有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同所有者」といいます。）

または、

（ii）当社の株式等（本法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。）の買付等（同項に規定する「買付等」をいい、競売買の方法によるか否かを問わず金融商品取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同条第7項に規定する「特別関係者」をいいます。）を意味します。

注2：「議決権割合」とは

（i）特定株主グループが、注1の（i）記載の場合は、①所有者の株式等保有割合（本法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該所有者の準共

同保有者の株式等保有割合とを合わせた割合（①と②を合算するにあたって、①と②との間で重複する保有株式等の数については、控除するものとします。）

（ii）特定株主グループが、注1の（ii）記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株式等所有割合（本法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）を合計した割合を意味します。各株式等保有割合および各株式等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（本法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（本法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：「株式等」とは、本法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

3. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、独立委員会を引き続き設置いたします。本対応方針継続にあたっての独立委員会の概要は、別紙2に記載のとおりです。また、独立委員会委員の氏名・略歴は別紙3に記載のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記5.「大規模買付行為がなされようとした場合における対応方針」参照）、対抗措置の発動の判断等本対応方針に係る重要な判断に際しては、当社取締役会は必ず独立委員会に諮問することとし、その勧告を最大限尊重するものとします。

4. 大規模買付ルールの内容

（1）情報の提供

当社が設定しております大規模買付ルールは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会による評価期間が経過した後にはじめて当該大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立またはその構成の準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および行おうとする大規模買付行為の概要を明示したうえ、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただきます。当社が意向表明書を受領した場合には、当社は、その旨を適時適切な方法により開示いたします。

また、意向表明書をご提出いただいたうえで、その後当社取締役会に対して、当社株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供してい

たきます。なお、意向表明書および本必要情報における使用言語は日本語に限るものとします。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初ご提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

また、上記の本必要情報について以下に記載した具体的内容のリストに従い大規模買付者から当初提供していただいた情報のみでは、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断または当社取締役会の評価・検討等のためには不十分であると当社取締役会が合理的に判断した場合には、追加して当該大規模買付に係る情報の提供を求めることの適否ならびに追加して提供を求める大規模買付に係る情報の種類および範囲について独立委員会に諮問し、同委員会からの勧告を最大限尊重して当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、準共同保有者および特別関係者を含みます。）の詳細（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している各経営者候補に関する情報（当該各経営者候補の当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）ならびに経営に参画した後の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等の基本情報
- ⑤ 当社および当社グループの取引先、顧客、従業員、地域関係者等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関して大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑥ その他当社取締役会、大規模買付行為に関し当社が委嘱した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下、「外部専門家等」といいます。）等が合理的に必要と判断して求める情報

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を株主

の皆様を開示します。

(2) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のために原則として60日を超えない期間を取締役会評価期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、この旨を大規模買付者に通知します。取締役会評価期間は、買付の目的、対価の種類、買付方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて設定しますが、設定後必要に応じて取締役会評価期間が最大90日間となるまでこの旨を大規模買付者に通知して延長できるものとし、大規模買付行為は、取締役会評価期間の満了後に開始されるものとします。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨と取締役会評価期間が満了する日を大規模買付者に通知するとともに、速やかにその旨を開示します。また、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を求めるとともに、独立委員会の意見を求め、その勧告を最大限尊重したうえで、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、適時適切な開示を行います。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為がなされようとした場合における対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法令または当社定款により認められる措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的対抗措置のひとつとして新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙1に記載のとおりです。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様

において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が例えば以下の①から⑦のいずれかに該当し、結果として当社グループに回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するために株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます）を開催するものとしします。

なお、対抗措置をとるか否かの判断に際しては、その客観性および合理性を担保するために、当社取締役会は、大規模買付者から提供される買付後の経営方針等を含む本必要情報に基づいて、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者および大規模買付の具体的内容、その他大規模買付が当社グループの企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重するものとしします。

当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせると考えられる目的で当社株式の買付を行おうとしている場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付を行おうとしている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社が合理的な理由をもって使用していない当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付を行おうとしている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付を行おうとしている場合
- ⑤ 大規模買付者の提示する当社株式の買付方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の当社株式の買付を行おうとしている場合（いわゆる強圧的二段階買収）
- ⑥ 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有するものが含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

⑦ その他①ないし⑥に準ずる場合で、当社ならびに当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(3) 株主意思の確認

株主意思確認総会は、株主の皆様の本対応方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に開催することとします。株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集ご通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示いたします。

ただし、例えば、大規模買付者が、本対応方針に定められた手続きを遵守せずに大規模買付行為を実行しようとした場合には、株主総会を開催する時間が存しないことおよび株主の皆様が買収等の是非を判断するために必要な情報を確保することができないことから、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、株主意思確認総会を経ることなく対抗措置を実施することがあります。

6. 株主および投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールの設定が株主および投資家の皆様にご与える影響

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報、また現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を株主の皆様にご提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受けられる機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えます。

なお、上記Ⅱ. 5.に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。（2024年3月31日現在の当社大株主（上位10名）は別紙4のとおりです。）

(2) 本基本方針による新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法令または当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。当該対抗措

置として新株予約権の無償割当てを行う場合、割当て時においては、当社株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、当社株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。さらに、この場合において、当社は大規模買付者に新株予約権の無償割当てを行わず、またはこれを行っても大規模買付者に割当てられた新株予約権の行使を認めないことがあります。しかしながら、いずれの場合にも、大規模買付者以外の株主には、新株予約権が無償で割当てられ、かつ、その行使が認められていますので、上記のとおり、当該新株予約権を行使すれば保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、当社株主の皆様が保有する全ての当社株式の価値の希釈化は生じません。

なお、当社是对抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行った後でも、例えば大規模買付者が買付を撤回した等の事由により新株予約権の行使期間の前日までに新株予約権の無償割当てを中止することがあります。この場合、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損失を被る可能性があります。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

対抗措置のひとつである当社取締役会が当社株式に係る新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権が無償で割当てられますので、割当てを受けるためには、当該基準日における最終の株主名簿に記録されている必要があります。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。この場合には、当社は法令および金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

7. 本対応方針の有効期間と廃止および改訂等

本対応方針は、2024年の当社第100回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続するものとし、その継続後の有効期間は、当社第100回定時株主総会の終結の時より3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

本対応方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。

また、本対応方針の継続が承認された場合であっても、株主の皆様の共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備、その他日本国内の裁判例等の変更等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応方針の改訂を行うことがあります。その場合には、その改訂内容について、適時適切な開示を行います。

なお、本対応方針の概要図は別紙5のとおりです。

8. 本対応方針の合理性

(1) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主の皆様の共同の利益を守るために、大規模買付者から必要な情報の提供を受け、当社取締役会がその評価を行うための時間が与えられたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいたご判断を行うことができるような体制を確保することを目的としています。

(2) 買収への対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）に準拠しており、また、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえたものとなっております。

(3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針の継続は当社株主の皆様の承認を条件としており、当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできません。また本対応方針の有効期間中であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものです。また、大規模買付ルールを遵守した大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合、株主意思確認総会を開催することとしており、株主の皆様のご意思が反映される仕組みとしています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本対応方針の運用に際し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、当社経営陣から独立した地位を有する独立委員会を設置することとしています。当社取締役会は、本対応方針に係る重要な判断に際しては、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。ま

た、同委員会は当社の費用において必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとされており、同委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、上記5. に記載のとおり、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を詳細に設定しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

以 上

別紙 1

対抗措置のひとつとして新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

発行する新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記録された当社以外の全ての株主に対し、その所有する当社普通株式1株につき1個の割合で新株予約権を無償にて割当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社取締役会で別途定める基準日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当て総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が別途定める価額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得事由および取得条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

別紙 2

独立委員会の概要

1. 構成

独立委員会は、取締役会から委嘱を受けた社外役員または社外有識者から構成されるものとし、その委員となるためには当社経営陣から独立した地位を有することを要する。独立委員会の委員は3名以上とし、取締役会の決議により選任するものとする。

2. 決議

独立委員会の決議は、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、委員に事故があるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 勧告

(1) 独立委員会は、以下の各号に掲げる事項について必ず取締役会から諮問を受けることとし、諮問を受ける際には、取締役会が保有する全ての関連情報の提出を求め、当該各事項を検討、審議のうえ決定し、その決定内容をその理由とともに取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、これらの決定にあたっては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からのみ行うものとし、専ら自らまたは当社経営陣の利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 大規模買付者に対して追加して大規模買付情報の提供を求めることの適否ならびに追加して提供を求める大規模買付情報の種類および範囲
- ② 大規模買付者から提供を受けた本必要情報の評価についての勧告
- ③ 大規模買付者による大規模買付ルールへの遵守の有無
- ④ 対抗措置を発動することの適否
- ⑤ 対抗措置の内容
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、取締役会が独立委員会の勧告を受けるべきであると判断した事項

(2) 取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

4. その他

- (1) 独立委員会は当社の費用において、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (2) 独立委員会は、必要な情報を収集するため、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先従業員その他独立委員会が必要と認める者に説明を求めることができる。

別紙3

独立委員会委員の略歴

氏名 小林 洋哉 (こばやし ひろや)
生年月日 1954年11月1日
略歴 1978年4月 三菱信託銀行(株) (現 三菱UFJ信託銀行(株)) 入行
1980年10月 豊田工機(株) (現 (株)ジェイテクト) 入社
2002年4月 名城大学法学部非常勤講師
2006年1月 (株)ジェイテクト法務部長
2012年4月 名古屋外国語大学現代国際学部教授
2014年6月 中部飼料(株)社外取締役
2016年6月 当社社外取締役
2020年4月 名古屋外国語大学名誉教授 (現任)
2021年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (2024年6月退任予定)

氏名 西垣 誠 (にしがき まこと)
生年月日 1960年8月26日
略歴 2003年10月 弁護士登録 (愛知県弁護士会)
2003年10月 入谷法律事務所入所 (現任)
2008年6月 シーキューブ(株)社外監査役
2010年9月 新東(株)社外監査役
2019年6月 当社社外監査役
2020年9月 新東(株)社外取締役 (監査等委員) (現任)
2021年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

氏名 岩田 広子 (いわた ひろこ)
生年月日 1976年3月15日
略歴 2002年10月 中央青山監査法人 入所
2007年7月 あずさ監査法人 移籍
2007年12月 あずさ監査法人 退所
2008年1月 公認会計士岩田広子事務所所長 (現任)
2008年5月 一般財団法人名古屋公衆医学研究所監事 (現任)
2016年7月 C T S 監査法人代表社員 (現任)
2017年7月 社会福祉法人仁成会理事
2021年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

上記委員の全員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、当社との間に取引関係および特別の利害関係はありません。

別紙4

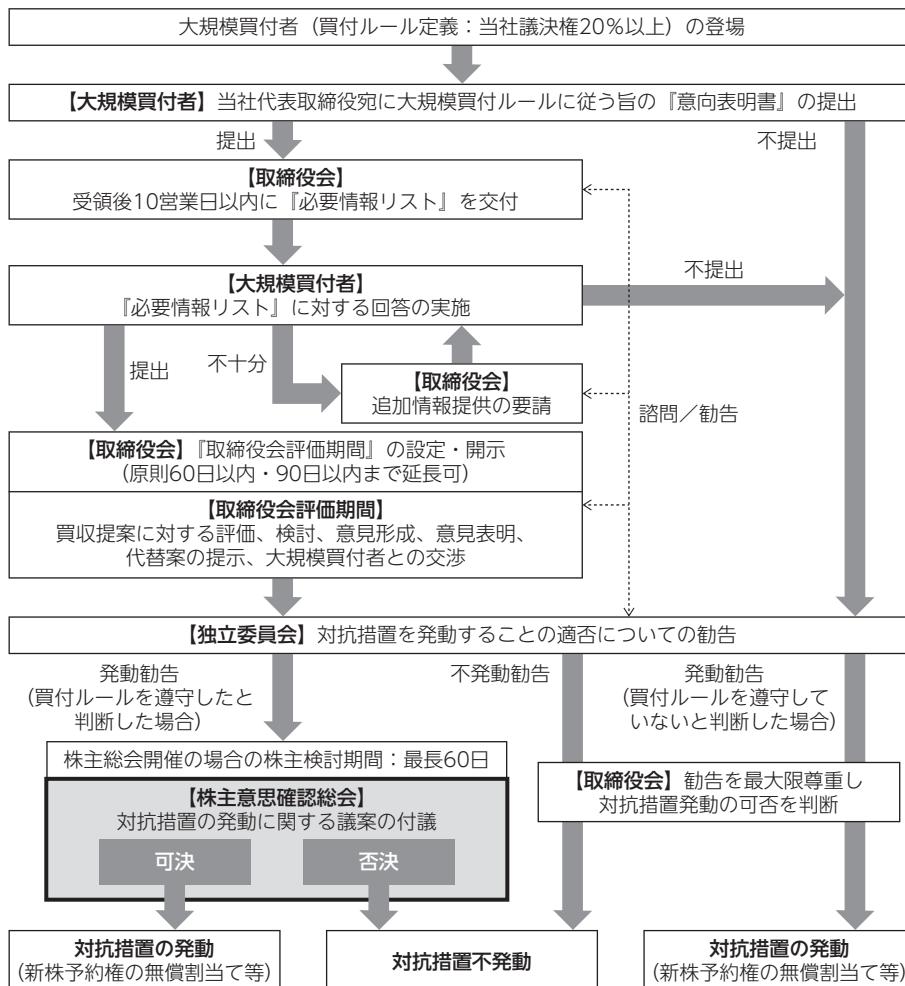
大株主（上位10名）

2024年3月31日現在の当社の大株主（上位10名）は以下のとおりです。

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
中部鋼鉄取引先持株会	2,903,200	10.72
三井物産スチール株式会社	2,544,000	9.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,728,600	6.38
光通信株式会社	1,367,000	5.04
日鉄物産株式会社	1,260,000	4.65
阪和興業株式会社	956,000	3.53
岡谷鋼機株式会社	912,000	3.36
株式会社三菱UFJ銀行	800,000	2.95
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	680,400	2.51
株式会社十六銀行	630,000	2.32
計	13,781,200	50.89

（注）持株比率は自己株式（3,124,421株）を控除して計算しています。

大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の概要図



以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移したものの、国際情勢は不確実性を増しており、資源価格の変動や為替市場の動向、中国・欧州経済の減速等、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

国内鉄鋼需要につきましては、自動車向け需要が回復した一方で、当社の主需要先である産業機械・建設機械向け需要、建築・土木向け需要は、海外景気減速による設備投資の減少、慢性的な人手不足や資材高による建築案件の工期遅延等により低調に推移しました。

このような環境のもと、当社グループは今期が最終年度となる21中期経営計画の達成に向けて、諸施策の着実な実行と積極的な営業活動に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高につきましては677億8千5百万円となり、前連結会計年度に比べ85億3千5百万円、11.2%の減収となりました。経常利益につきましては、102億2千8百万円となり、前連結会計年度に比べ21億円、17.0%の減益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は71億3千3百万円と前連結会計年度に比べ14億4千3百万円、16.8%の減益となりました。

売上高

677億85百万円

前連結会計年度比

11.2%減 

経常利益

102億28百万円

前連結会計年度比

17.0%減 

営業利益

104億25百万円

前連結会計年度比

15.0%減 

親会社株主に帰属する 当期純利益

71億33百万円

前連結会計年度比

16.8%減 

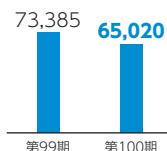
セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

鉄鋼関連事業

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



鉄鋼関連事業につきましては、主要製品である厚板の需要が落ち込んだことおよび第2四半期の大型設備工事に伴う操業休止により、販売数量が減少し、販売価格も下期にかけてやや下落しました。コストについては、減産の影響等はあったものの、鉄スクラップをはじめとする原材料・諸資材価格が前期を下回ったことによりやや低減しました。

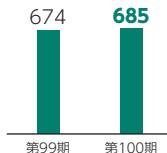
その結果、売上高は650億2千万円と前連結会計年度に比べ83億6千4百万円の減収、セグメント利益(営業利益)は100億1千9百万円と前連結会計年度に比べ17億8千1百万円の減益となりました。

レンタル事業

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



レンタル事業につきましては、広告看板の受注が減少した一方、厨房用グリスフィルターのレンタル枚数は順調に増加し、売上高は6億8千5百万円と前連結会計年度に比べ1千1百万円の増収、諸コストの上昇により、セグメント利益(営業利益)は6千3百万円と前連結会計年度に比べ5百万円の減益となりました。

物流事業

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



物流事業につきましては、需要先の生産活動が回復し危険物倉庫の取扱量が増加したことから、売上高は5億7千2百万円と前連結会計年度に比べ3千2百万円の増収、セグメント利益(営業利益)は2億8百万円と前連結会計年度に比べ3千6百万円の増益となりました。

エンジニアリング事業

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



エンジニアリング事業につきましては、金属加工の受注が減少したことにより、売上高は15億6百万円と前連結会計年度に比べ2億1千3百万円の減収、セグメント利益(営業利益)は5千9百万円と前連結会計年度に比べ8千7百万円の減益となりました。

(2) 企業集団の設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、46億7千9百万円で、主として300 t レードクレーンの更新でありました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

次期のわが国経済につきましては、個人消費や設備投資等の内需回復が期待される一方で、原材料およびエネルギー価格の高騰による物価上昇や、日銀の金融政策変更による金利上昇、ウクライナや中東地域の情勢が国内景気に与える影響などもあり、景気の先行きは不透明な状況が続くと見込まれます。

国内厚板市場につきましては、資材価格高騰や人手不足による需要への影響が継続しているものの、国土強靱化対策による土木建築向け需要に下支えされ、鋼材需要は底堅く推移することが見込まれます。一方、主原料である鉄スクラップにつきましては、国内相場は昨年度から引き続き高値水準で推移しており、国内・海外相場や為替の影響を受け変動することから、その動向には注視する必要があります。また、エネルギー・諸資材価格についても高騰しており、物流業界の2024年問題に起因する物流コストの上昇も見込まれるため、厳しい経営環境が継続すると予想されます。そのような諸コストの上昇を受け、メイン・サプライヤーである高炉メーカーをはじめ各社は継続的に販売価格の値上げを進めており、厚板市況につきましては高値水準で推移することが見込まれます。

このような環境のもと、当社および当社グループは、資源リサイクルにより製造した環境にやさしい高品質な製品を市場に安定的に供給することで、事業の更なる発展と循環型社会構築への貢献を目指すとともに、2024年度よりスタートする24中期経営計画に基づき、新電気炉の完成・立上げと、カーボンニュートラルに向けたCO₂排出量の削減に取り組み、効率的な操業とコストダウン、品質の更なる向上も進め、お客様の多様なニーズに真摯に向き合うことで、企業価値の向上に努めてまいります。

<21中期経営計画（2021～2023年度）の振り返り>

21中期経営計画は、基本方針として、「循環型社会への貢献（スクラップリサイクル）」、「成長戦略の推進」、「持続可能な基盤整備の推進」、「ESG/SDGs課題に対する取組の強化」、「(株)中山製鋼所との業務提携の推進」の5つを掲げ、時代の要請である「循環型社会」「脱炭素社会」への貢献を果たし、100年企業へ向けて更なる成長を遂げるため、積極的な取り組みを推進しました。製品の安定供給を優先し、新電気炉建設に向け粗鋼の一部を備蓄に回したことにより、鉄鋼製品販売数量は目標未達となりましたが、連結経常利益・配当性向につきましては3年連続で目標を上回りました。2022年12月には東証プライム市場への上場も果たし、更なる成長に向けた経営基盤の強化を図りました。

連結ベース	21中期 経営計画目標KPI	2021年度実績	2022年度実績	2023年度実績
連結経常利益	40億円	55億円	123億円	102億円
鉄鋼製品販売数量	70万トン	62万トン	58万トン	52万トン
配当性向	30%	31%	33%	35%

<24中期経営計画（2024～2026年度）について>

当社を取り巻く外部環境や社会からのニーズの変化を踏まえ、24中期経営計画の目標を「時価総額：1,000億円を目指す」と定め、「鉄鋼製品80万トンの販売」、「脱炭素対応」、「持続可能な基盤整備」の3つの基本方針に従って、諸施策を中山製鋼所との業務提携を有効に活用しつつ推進してまいります。

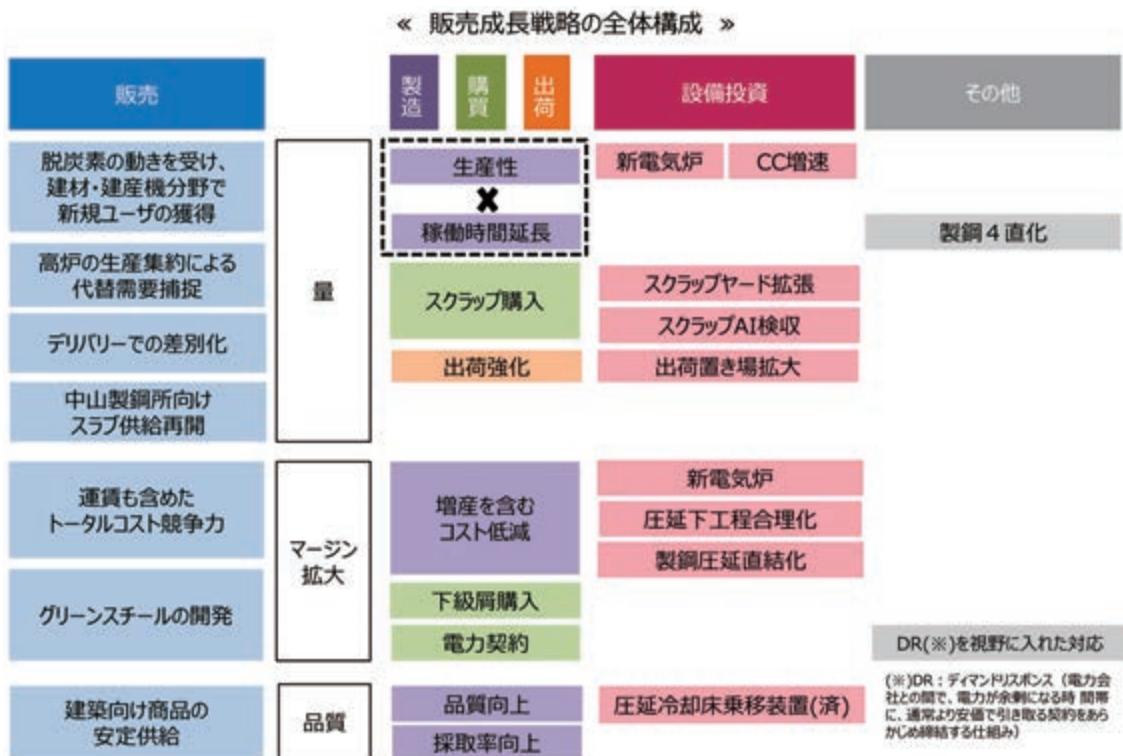


（※）「（経常利益+減価償却費+人件費）÷従業員数」で算出

1. 鉄鋼製品80万トンの販売

高炉メーカーの構造改革で生産設備の集約が進むことによる厚板供給量減少の代替に加え、今後さらに高まると予想されるユーザーの脱炭素需要に応えるため、鉄鋼製品の販売量を80万トンまで高めるべく製造、販売両面での体制強化に努めます。

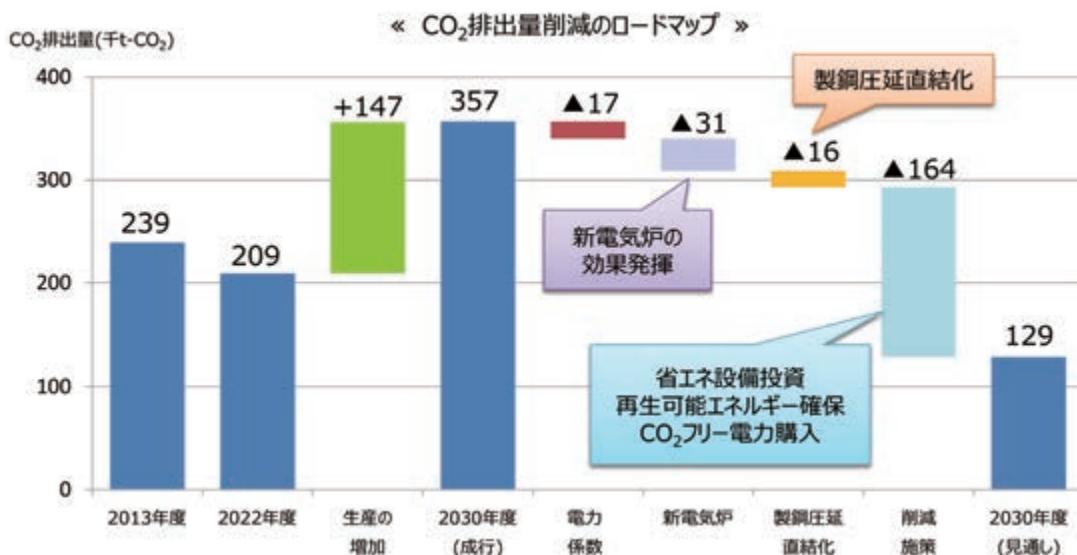
新電気炉への更新（2024年秋予定）による生産性向上を最大限発揮するため、CC（連続鋳造設備）の生産性向上やスクラップヤード・製品ヤードの拡張などに3ヶ年で約120億円規模の戦略投資を計画しています。さらなる省エネ化や増産によるコスト競争力強化、新電気炉稼働に伴うCO₂排出量削減効果に基づくグリーンスチールの開発などを進め、積極的な営業活動により新規ユーザーの獲得を目指します。



2. 脱炭素対応

当社は「2050年カーボンニュートラル」に向け、2030年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すため、新電気炉による省エネルギー効果に加え、省エネ設備投資や再生可能エネルギー確保等を実施することで、CO₂排出量削減を進めます。また、GXリーグや気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に沿った情報開示の充実にも努めてまいります。

項目	主な取り組み
省エネ設備投資の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新電気炉効果の発揮により溶解電力を削減 ・製鋼圧延直結化により加熱炉の燃料使用量を削減 ・社内炭素価格（インターナルカーボンプライシング）の設定による省エネ投資の促進
再生可能エネルギーの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトPPAの導入、拡大 ・CO₂フリー電力の購入



3. 持続可能な基盤整備

成長を支える基盤として最も重要な従業員の活力向上を実現するため、人的資本戦略をさらに充実させるほか、業務効率化に向けたDX戦略、ガバナンス・リスク管理・コンプライアンスの強化、効率的なバランスシート運営、環境・防災・BCP、子会社戦略等の各種施策を進め、長期的な成長の実現に向けた企業基盤を構築を加速します。

「 人的資本戦略イメージ 」

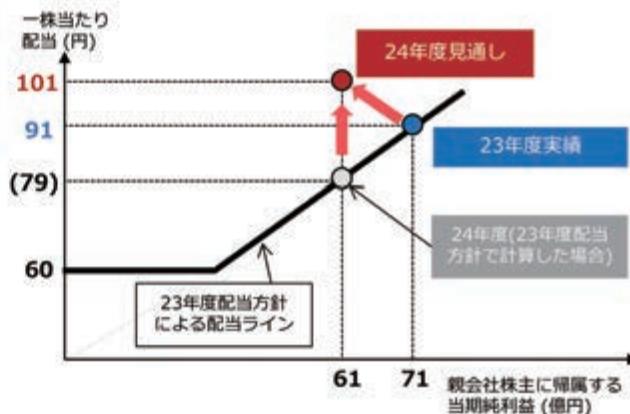


「 株主還元について 」

24中期における配当の考え方

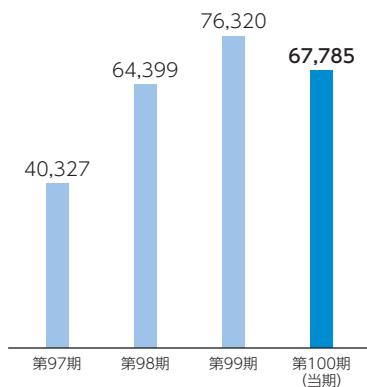
DOE(自己資本配当率)：3.5%以上
業績のブレに影響されず、安定的な株主還元を実施
業績上振れ局面では自社株買いの実施も検討

23年度の配当方針(配当性向35%もしくは一株当たり60円のいずれか高い方)と比較すると、より安定配当重視に舵を切るとともに、還元水準を切り上げる計画としています。(24年度予想配当性向は44.8%)

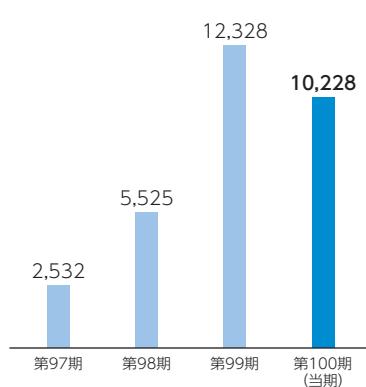


(4) 財産および損益の状況の推移

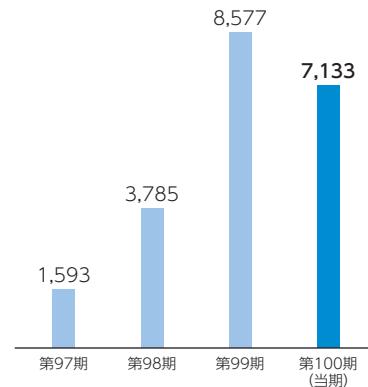
■ 連結売上高 (単位：百万円)



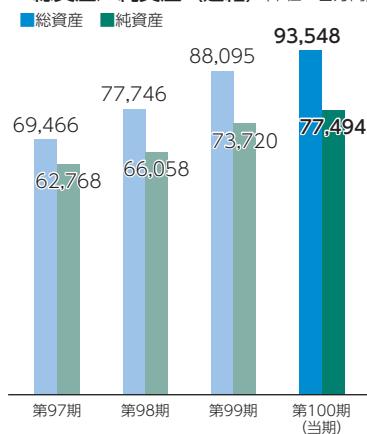
■ 連結経常利益 (単位：百万円)



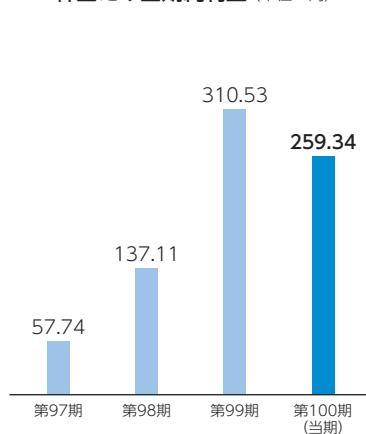
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



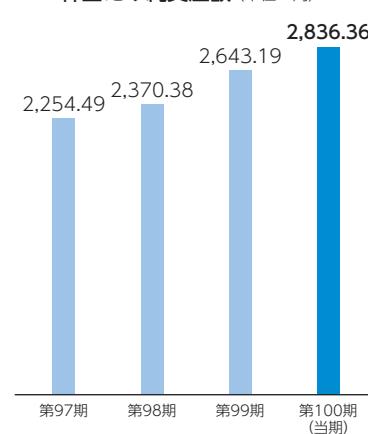
■ 総資産／純資産 (連結) (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 1株当たり純資産額 (単位：円)



① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第97期 (2021年3月期)	第98期 (2022年3月期)	第99期 (2023年3月期)	第100期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)	40,327	64,399	76,320	67,785
経 常 利 益 (百万円)	2,532	5,525	12,328	10,228
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,593	3,785	8,577	7,133
1株当たり当期純利益 (円)	57.74	137.11	310.53	259.34
総 資 産 (百万円)	69,466	77,746	88,095	93,548
純 資 産 (百万円)	62,768	66,058	73,720	77,494
1株当たり純資産額 (円)	2,254.49	2,370.38	2,643.19	2,836.36

(注) 1. 上記の1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出し、また1株当たり純資産額は、期末の発行済株式総数から期末の自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(注) 2. 第98期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第98期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第97期 (2021年3月期)	第98期 (2022年3月期)	第99期 (2023年3月期)	第100期 (当期) (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)	35,340	61,221	72,792	64,395
経 常 利 益 (百万円)	2,087	4,867	11,567	9,592
当 期 純 利 益 (百万円)	1,390	3,370	8,070	6,760
1株当たり当期純利益 (円)	50.38	122.07	292.16	245.78
総 資 産 (百万円)	67,131	75,823	85,142	91,335
純 資 産 (百万円)	58,653	61,427	68,464	71,568
1株当たり純資産額 (円)	2,124.88	2,224.53	2,476.44	2,643.29

(注) 1. 上記の1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出し、また1株当たり純資産額は、期末の発行済株式総数から期末の自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(注) 2. 第98期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第98期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(5) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
シーケー商事株式会社	100	100.0	商事業務（鉄鋼製品、原材料、機械器具等の売買）
明德産業株式会社	50	100.0	機械設備製作、保守整備
シーケークリーンアド株式会社	30	100.0	広告看板の企画製作、業務用厨房向グリスフィルターのレンタル、ダクト・グリストラップ清掃事業
シーケー物流株式会社	30	60.0	運送・荷役事業、危険物倉庫事業

(6) 企業集団の主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当企業集団は主に次の事業を行っております。

- ① 鉄鋼関連事業
- ② レンタル事業
- ③ 物流事業
- ④ エンジニアリング事業

(7) 企業集団の主要な営業所および工場等 (2024年3月31日現在)

中部鋼板株式会社	本社・工場	名古屋市中川区小碓通五丁目1番地
	営業所	東京（東京都中央区） 大阪（大阪市西区）
シーケー商事株式会社	本社	名古屋市港区
明德産業株式会社	本社	名古屋市中川区
シーケークリーンアド株式会社	本社	名古屋市港区
シーケー物流株式会社	本社	愛知県半田市
	事業所	名古屋市中川区

(8) 企業集団および当社の従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
521名	+17名

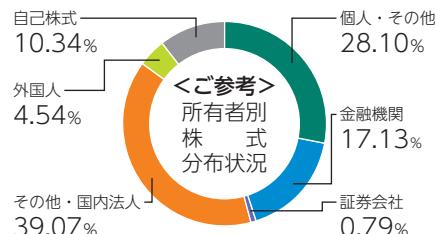
② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
372名	+17名	40.9歳	18.4年

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 株式数 発行可能株式総数 99,600,000株
発行済株式の総数 30,200,000株
(自己株式 3,124,421株を含む)

(2) 株主数 6,943名
(うち単元未満株主数723名)



(3) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
中部鋼鉄取引先持株会	2,903,200	10.72
三井物産スチール株式会社	2,544,000	9.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,728,600	6.38
光通信株式会社	1,367,000	5.04
日鉄物産株式会社	1,260,000	4.65
阪和興業株式会社	956,000	3.53
岡谷鋼機株式会社	912,000	3.36
株式会社三菱UFJ銀行	800,000	2.95
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	680,400	2.51
株式会社十六銀行	630,000	2.32

(注) 当社は自己株式3,124,421株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に取締役 (監査等委員および社外取締役を除く。) に対して譲渡制限付株式報酬を付与しており、その内容は次のとおりです。

・取締役に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く。)	5,026株	6名

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
重松 久美男	代表取締役社長	
古村 伸治	取締役 (設備企画室長)	シーケー物流株式会社取締役
松田 将	取締役 (総務部長)	明德産業株式会社監査役 シーケー物流株式会社監査役
村松 修司	取締役 (営業部長)	シーケー商事株式会社取締役
新美 貴之 (注3,5)	取締役 (製造所長)	明德産業株式会社取締役
中尾 聡 (注3)	取締役 (経営企画部長)	シーケー商事株式会社監査役 シーケークリーンアド株式会社監査役
宮花 秀樹	取締役 社外 独立役員	三井物産スチール株式会社執行役員インフラ第二部門長
平野 隆裕	取締役 社外 独立役員	岡谷鋼機株式会社専務取締役名古屋本店長
牛込 伸隆	取締役 社外 独立役員	株式会社TYK代表取締役社長 株式会社アンビスホールディングス社外取締役
小林 洋哉	取締役 (監査等委員) 社外 独立役員	名古屋外国語大学名誉教授
野村 泰弘	取締役 (監査等委員) 社外	日鉄物産株式会社執行役員名古屋支店長
西垣 誠	取締役 (監査等委員) 社外 独立役員	入谷法律事務所弁護士 新東株式会社社外取締役 (監査等委員)
岩田 広子 (注2)	取締役 (監査等委員) 社外 独立役員	公認会計士岩田広子事務所所長 CTS監査法人代表社員

- (注) 1. 当社は内部監査室を監査等委員会の職務を補助する使用人（補助使用人）としております。監査等委員である取締役は監査等委員会において内部監査室からの報告を受け、監査結果や実施状況に対する情報共有および意見交換による連携を図っております。加えて、内部統制システムなどを活用した組織的な監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
2. 監査等委員である取締役 岩田広子氏は公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 新美貴之氏、中尾聡氏は、2023年6月22日開催の第99回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
4. 常務取締役 寺本仁氏は、2023年6月22日をもって任期満了により退任いたしました。
5. 取締役 新美貴之氏は、2023年6月22日付で明德産業株式会社取締役に就任しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社および当社子会社の役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は全額当社が負担しております。

(3) 取締役の報酬等

① 当該事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	161	85	66	9	10
(うち社外取締役)	(9)	(9)	(-)	(-)	(3)
取締役 (監査等委員)	13	13	-	-	4
(うち社外取締役)	(13)	(13)	(-)	(-)	(4)

- (注) 1. 上記には、2023年6月22日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に支給した報酬等を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬は当該事業年度の最終的な業績を示し株主への配当原資となる親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、業績に連動させた額を職務の役割と責任等に応じて支給しております。
なお、当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は「1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
4. 取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) 6名に対し、非金銭報酬等として譲渡制限付株式報酬を支給しております。割り当てた株式数は5,026株、割り当てた際に付された条件は下記のとおりです。
譲渡制限期間につきましては、割当日より30年から50年の間で当社取締役会が予め定める期間としております。
譲渡制限の解除条件につきましては、譲渡制限期間の満了をもって制限を解除するものとしております。ただし、任期満了、その他当社取締役会が正当と認める理由により譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合、譲渡制限を解除する株式数および解除時期を調整するものとします。
また、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降最初に到来する定時株主総会開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合は、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、割当株式を当社が無償取得するものとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の限度額については、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額250百万円（うち社外取締役10百万円）、監査等委員である取締役は年額60百万円としております。当該総会後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役の員数は4名です。その上で、2022年6月23日開催の第98回定時株主総会において総額は改定せず、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年額を20百万円以内とする決議がなされております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。

また、当該金銭報酬限度額とは別枠で、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額48百万円以内（対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の総数は100,000株を上限）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 決定方針の決定の方法

取締役会は、取締役報酬等の合理性、客観性および透明性を確保し、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、当社の取締役の報酬の決定方針を決定しております。

イ. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬については、当社の企業価値向上に資するための報酬体系を原則とし、経営環境、業績、職責等を考慮して適切な水準を定めることとしております。

監査等委員でない取締役のうち、社外取締役を除く取締役の報酬は、株主総会で承認された総額（年額）の範囲内で、職務の役割と責任等に応じた固定報酬と当社の業績状況等に応じた業績連動報酬およびインセンティブ報酬としての株式報酬で構成されております。監査等委員でない社外取締役の報酬は、職務の役割と責任等に応じた固定報酬で構成されております。

報酬の合計額については、経営環境、業績、職責等に加え、優秀な人材の確保および社会経済状況も考慮した水準としており、報酬の種類毎の支給割合は、役位・職責および業績を総合的に勘案した上設定しております。

報酬の種類毎の内容は次のとおりです。

固定報酬は、職務の役割と責任等に応じた固定額を毎月支給しております。

業績連動報酬は、当該事業年度の最終的な業績を示し株主の皆様への配当原資である親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、毎年1回、株主総会後の取締役会の決議により、業績に連動させた額を職務の役割と責任等に応じて支給しております。

株式報酬は、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、職務の役割と責任等に応じた譲渡制限付株式報酬を、毎年1回、株主総会後の取締役会の決議により支給し、当社役員を退任するまで取得した株式の譲渡等を制限しております。

監査等委員である取締役の報酬については、職務の役割と責任等に応じた固定報酬で構成されております。各監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会で承認された総額（年額）の範囲内で、監査等委員である取締役の協議に基づき決定しております。

ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会はその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長重松久美男が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。

取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を行うにあたっては、当社グループの事業全体を把握している代表取締役社長が最も適していることから、代表取締役社長に委任しております。代表取締役社長は、取締役会の決議による委任の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重して、取締役等の個人別の報酬等を決定します。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	宮花秀樹	三井物産スチール株式会社執行役員インフラ第二部門長（同社は当社と販売における取引先関係にあり、当社の株主であります。）
取締役	平野隆裕	岡谷鋼機株式会社専務取締役名古屋本店長（同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主であります。）
取締役	牛込伸隆	株式会社TYK代表取締役社長（同社は当社子会社シーケー商事株式会社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主であります。） 株式会社アンビスホールディングス社外取締役（同社と当社の間には、特別な関係はありません。）
取締役 (監査等委員)	小林洋哉	名古屋外国語大学名誉教授（同大学と当社の間には契約もなく、特別な関係はありません。）
取締役 (監査等委員)	野村泰弘	日鉄物産株式会社執行役員名古屋支店長（同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主であります。）
取締役 (監査等委員)	西垣誠	入谷法律事務所弁護士（同所と当社の間には契約もなく、特別な関係はありません。） 新東株式会社社外取締役（監査等委員）（同社と当社の間には、特別な関係はありません。）
取締役 (監査等委員)	岩田広子	公認会計士岩田広子事務所所長（同所と当社の間には契約もなく、特別な関係はありません。） CTS監査法人代表社員（同監査法人と当社の間には契約もなく、特別な関係はありません。）

② 当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	出席状況	発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	宮花 秀樹	取締役会 14回／14回 (100.0%)	商社において要職を歴任するとともに、鉄鋼業と鉄鋼流通に関する豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会において当該見識を活かして積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。
取締役	平野 隆裕	取締役会 14回／14回 (100.0%)	商社において国内外の要職を歴任するとともに、経営者としての経験および幅広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会において当該見識を活かして積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。
取締役	牛込 伸隆	取締役会 14回／14回 (100.0%)	製造メーカーの役員および代表取締役として培われた豊富な経験と、メーカーの経営全般に関する幅広い知見を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会において当該見識を活かして積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。
取締役 (監査等委員)	小林 洋哉	取締役会 14回／14回 (100.0%) 監査等委員会 13回／13回 (100.0%)	企業法務や経営管理に関する豊富な経験および法律の専門的な知見を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会においてその専門的見地から積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。また、監査等委員会においては、監査結果について意見交換を行い、監査に関する重要事項の協議を行っていただいております。さらに、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員を務めていただき、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしていただいております。
取締役 (監査等委員)	野村 泰弘	取締役会 13回／14回 (92.9%) 監査等委員会 12回／13回 (92.3%)	鉄鋼商社において国内外の要職を歴任し、その豊富な経験と知識で培ったグローバルな見地から、監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会においてその専門的見地から積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。また、監査等委員会においては、監査結果について意見交換を行い、監査に関する重要事項の協議を行っていただいております。

区分	氏名	出席状況	発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	西垣 誠	取締役会 14回／14回 (100.0%) 監査等委員会 13回／13回 (100.0%)	弁護士として法務の豊富な知識と経験を有しており、その専門的な見地から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会においてその専門的な見地から積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。また、監査等委員会においては、監査結果について意見交換を行い、監査に関する重要事項の協議を行っていただいております。さらに、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員を務めていただき、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしていただいております。
取締役 (監査等委員)	岩田 広子	取締役会 14回／14回 (100.0%) 監査等委員会 13回／13回 (100.0%)	公認会計士としての豊富な経験と知識を有しており、その専門的な見地から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会においてその専門的な見地から積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。また、監査等委員会においては、監査結果について意見交換を行い、監査に関する重要事項の協議を行っていただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	31
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	61,292
現金及び預金	13,516
受取手形及び売掛金	22,109
電子記録債権	4,973
有価証券	6,998
棚卸資産	13,575
その他	118
貸倒引当金	△0
固定資産	32,256
有形固定資産	21,382
建物及び構築物	6,457
機械及び装置	11,223
車両運搬具・工具器具備品	438
土地	2,154
建設仮勘定	1,104
その他	2
無形固定資産	224
投資その他の資産	10,649
投資有価証券	9,629
退職給付に係る資産	424
繰延税金資産	140
その他	458
貸倒引当金	△2
資産合計	93,548

科目	金額
負債の部	
流動負債	14,990
支払手形及び買掛金	8,071
未払金	3,291
未払法人税等	1,944
未払消費税等	639
賞与引当金	609
役員賞与引当金	15
その他	417
固定負債	1,063
役員退職慰労引当金	19
退職給付に係る負債	739
繰延税金負債	133
その他	170
負債合計	16,053
純資産の部	
株主資本	74,444
資本金	5,907
資本剰余金	4,713
利益剰余金	66,463
自己株式	△2,638
その他の包括利益累計額	2,351
その他有価証券評価差額金	2,114
退職給付に係る調整累計額	237
非支配株主持分	698
純資産合計	77,494
負債及び純資産合計	93,548

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		67,785
売上原価		52,068
売上総利益		15,716
販売費及び一般管理費		5,291
営業利益		10,425
営業外収益		
受取利息及び配当金	159	
その他	157	317
営業外費用		
支払利息	6	
その他	507	513
経常利益		10,228
特別利益		
投資有価証券売却益	166	
固定資産売却益	0	166
特別損失		
投資有価証券売却損	0	0
税金等調整前当期純利益		10,394
法人税、住民税及び事業税	3,193	
法人税等調整額	14	3,207
当期純利益		7,187
非支配株主に帰属する当期純利益		54
親会社株主に帰属する当期純利益		7,133

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,907	4,706	62,481	△1,341	71,753
当期変動額					
剰余金の配当			△3,151		△3,151
親会社株主に帰属する当期純利益			7,133		7,133
自己株式の取得				△1,299	△1,299
自己株式の処分		6		2	9
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	6	3,981	△1,297	2,691
当期末残高	5,907	4,713	66,463	△2,638	74,444

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,285	35	1,320	645	73,720
当期変動額					
剰余金の配当					△3,151
親会社株主に帰属する当期純利益					7,133
自己株式の取得					△1,299
自己株式の処分					9
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	828	201	1,030	52	1,083
当期変動額合計	828	201	1,030	52	3,774
当期末残高	2,114	237	2,351	698	77,494

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	59,889
現金及び預金	12,868
売掛金	26,472
有価証券	6,998
製品	4,307
原材料	2,076
仕掛品	5,778
貯蔵品	1,279
前払費用	66
その他	42
固定資産	31,446
有形固定資産	19,439
建物	4,989
構築物	591
機械及び装置	11,095
車両及び運搬具	43
工具、器具及び備品	384
土地	1,241
建設仮勘定	1,093
無形固定資産	195
ソフトウェア	187
その他	8
投資その他の資産	11,812
投資有価証券	9,397
関係会社株式	198
長期前払費用	115
前払年金費用	303
賃貸不動産	1,759
その他	40
貸倒引当金	△2
資産合計	91,335

科目	金額
負債の部	
流動負債	18,745
買掛金	7,263
短期借入金	4,533
未払金	3,717
未払費用	152
未払法人税等	1,857
未払消費税等	609
預り金	34
賞与引当金	501
その他	76
固定負債	1,021
退職給付引当金	886
繰延税金負債	28
その他	105
負債合計	19,767
純資産の部	
株主資本	69,525
資本金	5,907
資本剰余金	4,713
資本準備金	1,200
その他資本剰余金	3,513
利益剰余金	61,544
利益準備金	348
その他利益剰余金	61,196
別途積立金	41,000
繰越利益剰余金	20,196
自己株式	△2,638
評価・換算差額等	2,042
その他有価証券評価差額金	2,042
純資産合計	71,568
負債及び純資産合計	91,335

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		64,395
売上原価		49,977
売上総利益		14,417
販売費及び一般管理費		4,654
営業利益		9,763
営業外収益		
受取利息及び配当金	154	
その他	301	455
営業外費用		
支払利息	7	
その他	619	626
経常利益		9,592
特別利益		
投資有価証券売却益	166	166
特別損失		
投資有価証券売却損	0	0
税引前当期純利益		9,758
法人税、住民税及び事業税	2,994	
法人税等調整額	3	2,997
当期純利益		6,760

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	5,907	4,668	38	4,706	348	41,000	16,587	57,935
当期変動額								
剰余金の配当							△3,151	△3,151
当期純利益							6,760	6,760
自己株式の取得								
自己株式の処分			6	6				
準備金から剰余金への振替		△3,468	3,468	—				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	△3,468	3,475	6	—	—	3,608	3,608
当期末残高	5,907	1,200	3,513	4,713	348	41,000	20,196	61,544

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,341	67,207	1,256	1,256	68,464
当期変動額					
剰余金の配当		△3,151			△3,151
当期純利益		6,760			6,760
自己株式の取得	△1,299	△1,299			△1,299
自己株式の処分	2	9			9
準備金から剰余金への振替		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			785	785	785
当期変動額合計	△1,297	2,318	785	785	3,104
当期末残高	△2,638	69,525	2,042	2,042	71,568

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

中部鋼鉄株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部鋼鉄株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部鋼鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

中部鋼鉄株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中部鋼鉄株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

中部鋼鉄株式会社 監査等委員会

監査等委員 小林 洋 哉 ㊟

監査等委員 野 村 泰 弘 ㊟

監査等委員 西 垣 誠 ㊟

監査等委員 岩 田 広 子 ㊟

(注) 監査等委員小林洋哉、野村泰弘、西垣誠及び岩田広子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

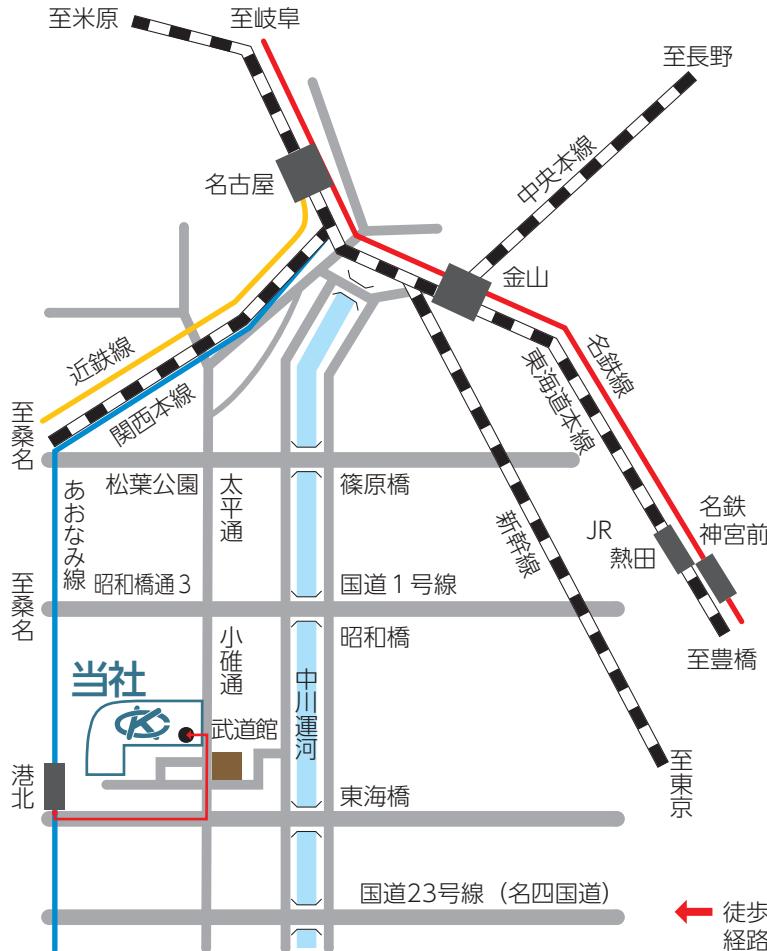
以 上

株主総会会場のご案内

会場

当社 厚生会館大ホール
名古屋市中川区小碓通五丁目1番地

現在、構内工事に伴い、駐車台数には限りがございます。満車の場合、駐車をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。ご来場の際は、公共交通機関の利用にご協力をお願い申し上げます。



交通のご案内

バスをご利用の場合

名古屋市営バス



あおなみ線をご利用の場合



タクシーをご利用の場合

名古屋駅太閤通口から約20分
名鉄「神宮前」駅から約15分

あつい心で未来を創ります

中部鋼鉄株式会社 <https://www.chbukohan.co.jp/>

